

## ○奈良県少年補導に関する条例運用要領の制定について

(平成18年6月30日例規第19号)

[沿革] 平成26年2月第4号、7月第21号、29年12月第32号、31年4月第23号、令和3年1月第1号改正

このたび、別記のとおり奈良県少年補導に関する条例運用要領を制定し、平成18年7月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、少年補導員制度運営要綱の制定について（昭和50年8月例規第30号）は、この例規の実施をもって廃止する。

### 別記

#### 奈良県少年補導に関する条例運用要領

##### 第1 趣旨

この要領は、奈良県少年補導に関する条例（平成18年3月奈良県条例第57号。以下「条例」という。）及び奈良県少年補導に関する条例施行規則（平成18年6月奈良県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 心構え

少年補導に従事する警察職員は、次に掲げる事項に留意してその職務を遂行しなければならない。

###### 1 健全育成の精神

警察職員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもって、その職務を遂行しなければならない。

###### 2 少年の特性の理解

警察職員は、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性に富むこと、本人又はその家庭に複雑な事情・背景を抱えている可能性があること等、その特性を十分に理解しなければならない。

###### 3 自己研鑽と関係者の信頼の確保

警察職員は、常に少年の健全な育成を期するため、自己の人格の向上と識見のかん養に努めるとともに、少年、保護者その他の関係者からの信頼が得られるよう努めなければならない。

###### 4 個人情報保護

警察職員は、不良行為少年の補導に関して収集した個人情報を適正に管理するとともに、少年、保護者その他の関係者に個人情報の取扱いについて不安を抱かせる

ことがないよう配意しなければならない。

### 第3 警察職員による不良行為少年の補導

#### 1 注意、助言、指導等

- (1) 警察職員は、不良行為少年を発見し、条例第7条第1項の規定による措置をとる場合にあっては、当該少年に対し、条例に基づく補導措置である旨を告げるものとする。
- (2) 警察職員は、条例第7条第2項の規定による質問を行うに当たっては、なるべく当該少年の身分を示す証明書の提出を求め、その人定を確認するものとする。

#### 2 保護者等への連絡

- (1) 条例第10条第1項の規定による保護者への連絡は、原則として当該少年を発見した警察職員が行うものとする。同項の連絡をする場合において、同条第2項の規定による学校関係者への連絡を必要と認める場合には、保護者に対し、その旨を告げるものとする。
- (2) 条例第10条第2項の規定による学校関係者への連絡は、他に特別の定めがある場合を除き、当該少年を発見した警察職員の所属において、所属長が指定する警部補（同相当職を含む。）以上の警察職員（当該所属が警察署である場合は、生活安全課長又は少年担当係の係長）が行うものとする。条例第10条第3項の規定による雇用主その他の当該少年の関係者への連絡についても同様とする。

なお、条例第10条第3項の規定による連絡は、保護者に連絡することができない場合又は保護者による指導監督が期待できない場合であって、少年による不良行為の再発防止その他非行を防止する上で雇用主等による指導等が必要と認められるときに限り行うものとする。

- (3) 当該少年の住居地を管轄する警察署以外の所属が(1)及び(2)の連絡を行う場合においては、当該住居地を管轄する警察署と連携を図るものとする。

#### 3 少年補導票の作成等

- (1) 警察職員は、条例第7条第1項の規定による措置をとった場合（当該少年又は保護者からの相談による場合を除く。）においては、少年補導票（別記様式第1号）を作成し、そのてん末を記載するものとする。
- (2) 警察職員は、少年補導票を作成した場合は、速やかに所属長に提出するものとする。
- (3) 所属長（生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を除く。）は、少年補導票の提出を受けたときは、その内容を審査の上、当該少年補導票を少年課長に送付するものとする。

- (4) 少年課長は、送付を受けた少年補導票について、その内容を審査の上、これを当該不良行為少年の住居地を管轄する警察署長に送付するものとする。
- (5) 少年補導票の送付を受けた警察署長は、事後の補導活動の資料として活用するため、これを整理し、保管するものとする。
- (6) 少年補導票は、当該少年補導票に係る不良行為少年が20歳に達したとき、その他保管の必要がなくなったときは、廃棄するものとする。

#### 4 少年の所持する物件の一時保管等

- (1) 警察職員は、条例第8条第1項に規定する場合においては、当該少年に対し、当該物件を所持する目的等を確認するものとし、当該物件の所持が不良行為に該当すると認めるときは、少年の健全な育成上有害である旨を説明した上で、自ら廃棄することを促すものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、任意の提出を求め、保管するものとする。

ア 少年が所持している物品の価額がおおむね1,000円以上であると認められる場合（同一の物品の合算額が1,000円以上となると認められる場合を含む。）

イ 少年が物品を自ら廃棄することを拒む場合

- (2) 警察職員は、(1)の確認を行った場合において、当該物件の所持が不良行為に該当しないと確認を得られないときは、当該物件の任意の提出を求め、保管するものとする。
- (3) 警察職員は、条例第8条第1項の規定により物件の一時保管を行う場合には、物件の引き取りが速やかに行われるよう、当該少年から、当該少年の保護者又は当該物件について権利を有する者（その者が当該物件を所持することにより補導措置の対象となることとなる少年である場合にあっては、その者の保護者。以下「保護者等」という。）の住所、氏名、連絡先等を聴取するとともに、物件の返還の手続について教示するものとする。
- (4) 警察職員は、条例第8条第1項の規定により物件を一時保管したときは、なるべく同条第2項の規定により警察署長へ引き継ぐまでの間に速やかに保護者等が引き取ることができるよう、適宜の方法で連絡するよう努めるものとする。また警察職員は、一時保管した物件を警察署長へ引き継ぐまでの間に、当該少年の保護者等から返還を求められた場合は、規則第3条第6号の受領書を徴した上、これを返還するものとする。
- (5) 警察職員は、条例第8条第2項の規定により一時保管した物件を警察署長へ引き継ぐ場合は、一時保管物件引継書(別記様式第2号)を作成し、物件差出書（少年が提出した場合に限る。）及び少年補導票（写）とともに、当該物件の提出を

受けた場所を管轄する警察署の生活安全課長に引き渡さなければならない。

- (6) (5)の場合において、執務時間外等生活安全課長が不在の場合は、当直長（奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第48条に定める者をいう。）又は警察署長の指定した者（以下「当直長等」という。）に引き渡すものとし、提出を受けた当直長等は、事後速やかに生活安全課長に物件を引き渡すものとする。
- (7) 警察職員は、条例第8条第1項の規定により任意の提出を受けた場合において、規則第3条第1項に規定する物件差出書を徴することができなかつたときは、そのてん末を一時保管物件引継書に明らかにしておかなければならない。
- (8) 生活安全課長又は当直長等は、引き渡しを受けた物件について、遺失物又は盗品等の届出又は手配の有無を確認の上、一時保管物件管理簿（別記様式第3号）に、所定の事項を記載しておかなければならない。
- (9) 警察署長は、規則第3条第3項に規定する物件保管通知書により通知を行った場合には、一時保管物件管理簿にその旨を記載しておくものとする。
- (10) 警察署長は、一時保管した物件については、亡失、破損等のないよう、あらかじめ指定した保管庫において、確実に保管しておくものとする。

## 5 不良行為少年の一時保護

- (1) 警察署長は、条例第9条第3項の規定により少年の一時保護の必要性を認めた場合は、当該少年に対して保護の必要性を説明の上、その同意を得るよう努めるものとする。ただし、少年が16歳に満たない者であり、その同意を得られない場合において、当該少年の保護者から保護して欲しい旨の依頼を受けたときは、その旨を当該少年に伝え、保護するものとする。
- (2) 警察署長は、少年を一時保護した場合は、保護の状況を明らかにするため、少年保護票（別記様式第4号）を作成し、そのてん末を明らかにしておくものとする。
- (3) 警察署長は、少年を保護したときは、必要な警察職員を配し、当該少年の動静に注意し、自傷その他事故のないように配慮するとともに、その処遇の適正を期さなければならない。
- (4) 警察署長は、不良行為少年の一時保護に当たり、生活安全課長又は当直長等にその職務を補佐させるものとする。

## 6 保護者に対する支援

- (1) 警察職員は、保護者からの申出に基づき、条例第24条の措置を講ずる場合においては、不良行為少年支援・継続補導票（別記様式第5号）を作成し、そのてん

末を明らかにしておくものとする。

(2) 警察職員は、条例第24条第1号の規定により保護者に対する支援を行うときは、少年の特性や非行の特徴的傾向、措置を講じるに当たっての要点等を教示するほか、必要に応じて警察職員の立会いや関係機関の紹介等適切な措置を講ずるものとする。

(3) 警察職員は、条例第24条第2号の規定により不良行為少年に対する継続補導を実施するときは、次によるものとする。

ア 事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所において実施すること。

イ 警察職員は、当該少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、当該少年の自宅へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所において行うことにも配慮すること。

ウ 警察職員は、継続補導の実施に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。また、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を究明し、理解するよう努めること。

## 7 立入りの実施

(1) 警察職員は、管内における条例第25条第1項各号に掲げる立入り場所を把握するとともに、少年がたむろし、不良行為を行うおそれがある場所を重点とした効果的な立入りを行うものとする。

(2) 警察職員は、立入りを行うに当たっては、関係者に対しその目的を告げ、理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

(3) 立入りは、原則として営業時間内に合理的かつ能率的に行い、営業妨害にならないよう配慮しなければならない。

## 第4 少年補導員

### 1 委嘱

(1) 条例第12条第2項の規定による警察署長の推薦は、少年補導員推薦書（別記様式第6号）により行うものとする。

(2) 少年補導員の推薦に当たっては、条例第12条第1項各号に掲げる要件を満たしていることのほか、地域の実情に精通し、真に活動が期待される人物を推薦するよう配慮するものとする。

(3) 条例第12条第3項に規定する少年補導員の連絡先は、当該少年補導員の活動の

区域を管轄する警察署の電話番号とする。

## 2 少年補導員の運用

(1) 警察署長は、少年補導員の運用に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

ア 第2に掲げる事項を常に念頭に置いて活動する旨を指導すること。

イ 少年補導員の活動が積極的に推進されるよう参考資料の配布、研修会の開催等その任務の遂行に必要な知識、技能の向上を図るよう努めること。

ウ 少年補導員に対し特定の活動を依頼するに当たっては、当該少年補導員の性別、年齢、職業、性格等に最も適合したものを選ぶようにすること。

(2) 警察職員は、少年補導員と緊密な連絡を保持するとともに、少年補導員の活動を積極的に支援するものとする。

(3) 警察職員は、少年補導員協会又は少年補導員からその活動に関する意見の具申を受けたときは、生活安全課長を経由して速やかに警察署長に報告しなければならない。

## 3 講習の実施要領

規則第8条第1項に規定する講習の実施要領については、別表のとおりとする。

## 4 解嘱

(1) 警察署長は、条例第18条第1項各号に掲げる解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに少年補導員解嘱上申書（別記様式第7号）により少年課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(2) 条例第18条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（別記様式第8号）により、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与える旨を通知することにより行うものとする。この場合において、弁明通知書による通知は、弁明書の提出期限の2週間前までに行うものとする。

## 5 活動計画書等の提出

(1) 警察署長は、少年補導員協会が少年補導員の活動の計画を策定するときは、必要な助言を行うものとする。

(2) 警察署長は、少年補導員協会が(1)の活動の計画を策定したときは、活動計画書（別記様式第9号）を、当該計画に基づき活動を行ったときは活動結果報告書（別記様式第10号）を提出させるものとする。

## 6 少年補導員の立入り

(1) 警察署長は、少年補導員に対し、第3の7に掲げる事項を念頭において条例第

25条第1項後段の規定による立入りを実施するよう必要な指導を行うものとする。

- (2) (1)の立入りに関する警察署長の承認は、あらかじめ少年補導員が提出する立入り実施計画書（別記様式第11号）による申請に基づき行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあっては、口頭による申請に基づき承認を行うことができる。
- (3) 警察署長は、少年補導員が(1)の立入りを行った場合においては、速やかに立入り実施結果報告書（別記様式第12号）を提出させるものとする。

（別表及び別記様式省略）